

# 商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

## 年頭のごあいさつ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
理事長 鈴木 孝男



新年、明けましておめでとうございます。  
皆様方とともに、平成十九年の新春を迎えることができましたことに、深く感謝いたしまして、年頭のご挨拶を申し上げます。  
私ども中小企業基盤整備機構も、設立して3回目の新春を迎えることになりましたが、今日に至るまで、「中小企業への支援と地域経済の振興」を役割として、全国で様々な事業に取り組んでまいりました。「中小機構」の名前や業務内容についても、広く国民の皆様にご理解いただきつつあると感じております。これも、ひとえに中小企業や地域、関係機関の皆様からの暖かいご支援の賜物であり、改めて感謝申し上げる次第であります。  
昨年を振り返ってみますと、「いざなぎ景気を超えた」と言われ、デフレからの脱却が視野に入るなど景気面でも明るい展望がありました。一方で、「人口減少社会の到来」が現実のものとなり、2007年から本格化する「団塊世代の大量退職」を控え、特に中小企業においては、事業承継が切実な課題となってきました。  
こうした中で、新内閣においては、日本経済の生産性を高め、活力ある国として繁栄していくために「イノベーションの推進」や「再チャレンジの支援」を旗印として掲げて

おります。また、「地域資源」を活用した中小企業の取り組みを支援するなど、やる気ある地方及び中小企業の活力向上に向けて本格的な支援がなされようとしています。  
中小機構といたしましても、政府の政策と密接に連携しつつ、中小企業の支援と地域経済の活性化というテーマに積極的に取り組んでまいります。具体的には、潜在化している地域資源の魅力の活用、少子・高齢化に対応した街づくり、世代交代に伴う事業承継の円滑化、新連携や中小モノづくり企業への支援、事業再生や再チャレンジへの支援などの重点テーマにつきまして、多様な支援メニューを確保することとしております。  
また、当機構の基幹業務である小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済制度につきましても、中小企業政策の重要なセーフティネット施策であり、今後ともより一層の制度の普及、円滑な制度運営及び加入者サービスの向上に努めてまいりますので、業務委託機関及び関係行政機関各位におかれましては、今後ともなにとぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。  
皆様方におかれまして、この一年が希望に満ちた発展の年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 確定申告期は、小規模企業共済制度の節税効果をご理解いただく絶好の機会

小規模企業共済制度は例年、確定申告時期である2月～3月の間で年間の約3分の1に相当する加入実績があります。この時期は、加入対象者である小規模企業者の皆様に共済制度のメリット、なかでも節税効果をご理解いただく絶好の機会となっています。

小規模企業共済制度をご承知のとおり、税制面のメリットとして掛金が全額所得控除の対象となります。中小機構といたしましては、年末から確定申告期にかけて、関係機関各位のご支援・ご協力を仰ぎながら、未加入の方には共済制度の加入を、既契約者の方には増額をお勧めしております。小規模企業者の方から確定申告に関するご相談がありました際には、共済制度への加入または増額を是非お勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、「平成18年度小規模企業共済制度の増額勧奨運動について（お願い）」でご案内いたしましたように、中小機構あてお申込みいただければ、共済加入者が掛金を増額する際に必要な「掛金月額増額申込書」をお送りします。

### セミナー開催のお知らせ

老後をどう生きる！

### 「セカンドライフセミナー」開催のご案内

参加無料

小規模企業共済加入者、加入をご希望・検討されている方等を対象に、日本ファイナンシャルプランナー協会との共催で、共済金が支給された後のセカンドライフに不可欠な知識を習得していただくためのセミナーを開催します。ベテラン・ファイナンシャルプランナーの講演だけでなく、専門家のアドバイスを受けながら、セミナー参加者が老後の生活設計をワークシートに記入していくことにより、ご自身の総合的なライフプランが出来上がる構成になっています。

参加は無料です。小規模企業共済加入者、加入をご希望・検討されている方々に是非おすすめください。

開催場所	日 時	担当支部
東京都（東京商工会議所）	19年2月9日 13:30～	関東支部
松山市（東京第一ホテル松山）	19年2月14日 13:30～	四国支部
仙台市（仙台商工会議所）	19年2月28日 14:00～	東北支部

\*このほか、全国主要都市で順次開催の予定です。

お問合せ先：中小企業基盤整備機構 経営安定再生部

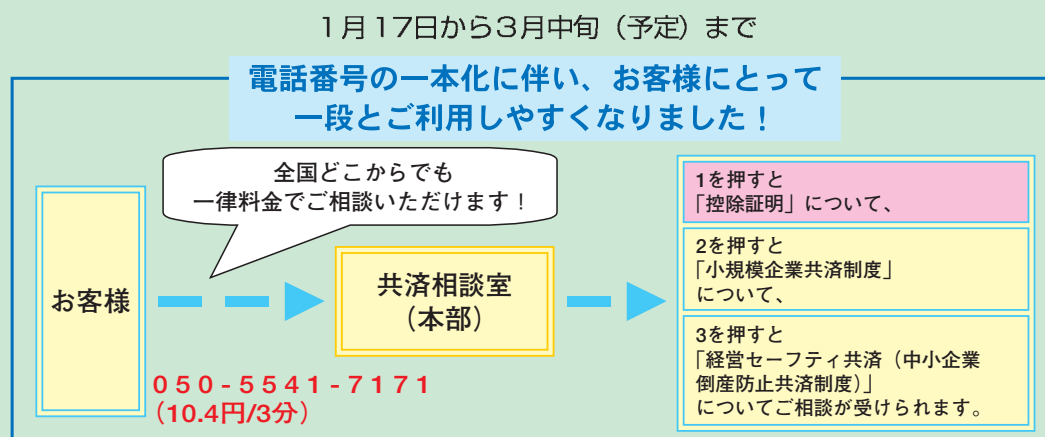
経営安定企画課セカンドライフセミナー事務局 TEL 03-5470-1540

## 「控除証明（掛金払込証明書）」についての電話相談は 050-5541-7171にお掛けのうえ「1」を押してください

例年、確定申告の時期になりますと、「掛金払込証明書」の再発行依頼等のお問合せが増え、電話相談窓口が大変込み合います。この混雑解消のため、1月17日から3月中旬（予定）までの間、相談ダイヤルの中に控除証明（掛金払込証明書）専用の受付を設け、専任のオペレータが応答しますのでご利用ください。

相談電話（050-5541-7171）にかけられますと、現在は『小規模企業共済に関するお問合せは「1」を、中小企業倒産防止共済に関するお問合せは「2」を押してください』と音声でご案内しておりますが、今般上記期間中は『控除証明に関するお問合せは「1」を、小規模企業共済に関するお問合せは「2」を、中小企業倒産防止共済に関するお問合せは「3」を押してください』というご案内が流れます。

この相談電話番号は、全国どこからでも、同じ番号で、一律・低廉な料金（10.4円/3分）でご利用いただけます。



※ 「共済制度に関するテレホンサービス」及び「定型書類の自動発送サービス」につきましては従来どおりのご利用方法となります。

※ 共済相談室の応答時間は平日の9:00から19:00まで、土曜日は10:00から15:00までとなっております。

### 「掛金払込証明書」の再発行を希望される加入者には 自動発送サービスのご利用をおすすめください

「掛金払込証明書」の再発行は、プッシュホン電話による自動発送サービスを利用されると便利です。

電話番号 **042-567-3308**

ご利用時間 **6:00～24:00**

(日曜日、祝祭日もご利用いただけます)

\* 詳しい操作方法は、本誌2006年11月号3頁またはパンフレットをご覧ください。



# 「契約申込書」は

小規模企業共済、経営セーフティ共済（中小企業「小規模企業共済契約申込書」「中小企業倒産防止ししたり、ご照会のお電話を差し上げるなどご面店の皆様が「契約申込書」を受け付けられたとき

## 小規模企業共済契約申込書 様式①101-①

できるだけ具体的に記入してください  
例：[小売業の場合]  
衣料品小売、コンビニ など  
[サービス業の場合]  
美容業、ソフトウェア開発 など

毎月の掛金を記入

翌月以降の掛金を前納する場合に記入

14と15の合計金額を必ず記入

※金額を訂正した場合は申込者の訂正印を押印

- ・常時使用する従業員数には役員、家族従業員、パート・アルバイトは含まれません
- ・加入対象従業員数 卸売業、小売業、サービス業（洗濯業、自動車整備業を除く）は5名以下、それ以外の業種は20名以下

該当箇所を押印をお忘れなく

## 小規模企業共済掛金預金口座振替申出書 様式①201-①

申込者本人の個人口座を記入してください

**ご注意**

### 申込書の提出方法

申込書は収納金と一緒に、委託団体の方は金融機関あてに、金融機関の方は統轄店を経由して提出してください。





# ここをチェック！

倒産防止共済)の加入にあたってご記入いただく「共済契約申込書」に不備がありますと、一度お返倒をおかけすることになります。委託団体・代理は、特に次の点にご注意ください。

## 中小企業倒産防止共済契約申込書

様式④101-① 表面

②法人の場合：登記してある名称  
個人の場合：屋号  
(ない場合は不要)

④法人の場合：登記されている  
代表権を有する方  
の氏名  
個人の場合：住民票に記載され  
ている氏名

商業登記簿謄本または住民票(個人)を参考に、旧字・新字・カナ等に注意し正確・ていねいに記入してください。

\*記載内容が商業登記簿謄本または住民票の記載内容と異なる場合は、後日、契約変更手続きが必要となります。

3か所とも実印を押してください

## 様式④101-① 裏面

取扱機関の所在地、名称、代表者名と押印をお忘れなく

### ご注意

1. 申込書記載内容が商業登記簿謄本や住民票(個人の場合)と異なると、重要なお知らせ・通知等が届かず不利益を被ることがあります。さらに、いざ貸付請求手続きという時に、変更手続きが完了するまでは貸付請求の審査が行えず、余分な時間がかかってしまいます。
2. 様式④104-①表面「口座振替申出書」の右上にあります「取扱店確認印」欄の印がもれているケースが目立ちますのでご注意ください。

## 中小機構からのお知らせ ▶▶▶

### 小規模企業共済制度

# 災害時貸付がよりご利用しやすくなります

小規模企業共済契約者貸付のうち災害時貸付が、間接被害者に対する貸付要件の緩和、一般災害に係る間接被害者を本貸付制度に追加すること等により、一層ご契約者の皆様方に利用しやすくなります。加入者の皆様方にも是非ご紹介ください。

#### ポイント1 災害救助法適用地域の方により広く

従来、災害対策基本法にいう激甚災害指定時のみしか貸付対象とならなかった間接被害が、災害救助法適用時にも対象となります。

##### 今までの貸付対象

- ◎ 床上浸水、店舗破損などの直接被害
- × 売上減少などの間接被害



##### これからの貸付対象

- ◎ 床上浸水、店舗破損などの直接被害
- ◎ 売上減少などの間接被害

#### ポイント2 間接被害にもより利用しやすく

従来、一定期間経過後でなければ申込できなかった間接被害による貸付が、被災後すぐにでも利用可能となります。

##### 今までの貸付対象

- ① 1か月間の売上が前年同月比5%以上減少している。  
かつ
- ② その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同月比5%以上減少が見込まれる。



##### これからの貸付対象

1か月間の売上が前年同月に比して減少することが見込まれる。

#### ポイント3 災害救助法適用地域外の方の間接被害にも

取引先企業の罹災により売上が減少した場合も、一般災害の貸付対象として災害時貸付が利用可能となります。

##### 今までの貸付対象

- ◎ 事務所等に直接被害を受けた場合
- × 取引先が罹災した事に伴う売上減少などの間接被害



##### これからの貸付対象

- ◎ 事務所等に直接被害を受けた場合
- ◎ 取引先が罹災した事に伴う売上減少などの間接被害

## 中小機構の事業のごあんない



### 経営自己診断システム

## 中小企業の血圧測定～手軽にチェック、知って安心～

中小機構は、中小企業が自社の財務状況を入力することにより、簡単に経営診断をすることができる「経営自己診断システム」をホームページで公開しております。

「経営自己診断システム」へのアクセス方法 <http://k-sindan.smrj.go.jp>

※J-Net21及び中小機構のホームページからもアクセスすることができます。

経営自己診断システムでは、有限責任中間法人CRD協会の100万社以上の中小企業財務データとデフォルト企業（倒産や借入金の延滞などにより債務不履行に陥った企業の総称）の10万

社以上のデータが蓄積されています。中小企業者が決算書の主要項目（26項目）を入力することにより収益性、効率性、生産性、安全性、成長性の指標を同業他社のデータと比較することができ、個別指標の意味や対策・判断基準も表示されます。

#### 総合診断結果



#### 資金繰診断結果



また、資金繰診断結果では、安全性指標に注目し、業界標準やデフォルト企業と比較することで、企業の経営危険度を「安全」「警戒」「危険」の3段階で表示します。

このシステムは、事前登録などの手続きは不要で、利用料も一切かかりませんので、中小企業者の方に気軽に自己診断できるツールとしてお勧めください。さらに、詳細な分析が必要な方には専門家による企業診断をお勧めください。

なお、社名等の特定情報の入力が必要なく、利用者自身の経営診断以外の用途に使用されることはありません。

平成18年度都道府県別加入実績 (18年10月末現在)

都道府県名	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済		
	加入目標件数(A)	4~10月加入実績(B)	目標達成率 B/A (%)	加入目標件数(C)	4~10月加入実績(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	2,330	1,222	52.4	620	220	35.5
小計(北海道支部管内)	2,330	1,222	52.4	620	220	35.5
青森	510	283	55.5	120	100	83.3
岩手	510	221	43.3	110	37	33.6
宮城	1,160	582	50.2	240	108	45.0
秋田	460	287	62.4	110	24	21.8
山形	790	293	37.1	180	70	38.9
福島	810	469	57.9	240	86	35.8
小計(東北支部管内)	4,240	2,135	50.4	1,000	425	42.5
茨城	1,080	579	53.6	400	97	24.3
栃木	1,180	679	57.5	340	98	28.8
群馬	1,250	1,090	87.2	600	111	18.5
埼玉	3,270	2,006	61.3	1,110	428	38.6
千葉	2,850	1,529	53.6	580	158	27.2
東京都	10,320	5,910	57.3	3,320	1,209	36.4
神奈川県	5,780	3,224	55.8	750	287	38.3
新潟	1,330	706	53.1	420	167	39.8
山梨	530	248	46.8	110	41	37.3
長野	1,210	604	49.9	260	84	32.3
静岡県	3,100	1,678	54.1	490	239	48.8
小計(関東支部管内)	31,900	18,253	57.2	8,380	2,919	34.8
富山	750	378	50.4	190	89	46.8
石川	840	425	50.6	170	110	64.7
福井	410	194	47.3	120	62	51.7
小計(北陸支部管内)	2,000	997	49.9	480	261	54.4
愛知県	6,400	3,689	57.6	940	458	48.7
三重	1,330	751	56.5	190	117	61.6
岐阜	1,680	890	53.0	370	151	40.8
小計(中部支部管内)	9,410	5,330	56.6	1,500	726	48.4
滋賀	990	556	56.2	200	31	15.5
京都	1,740	897	51.6	410	160	39.0
大阪	5,110	2,963	58.0	1,900	928	48.8
兵庫	3,580	2,101	58.7	830	602	72.5
奈良	820	516	62.9	140	53	37.9
和歌山	540	281	52.0	320	35	10.9
小計(近畿支部管内)	12,780	7,314	57.2	3,800	1,809	47.6
鳥取	390	168	43.1	70	27	38.6
島根	480	234	48.8	80	19	23.8
岡山	1,370	718	52.4	320	214	66.9
広島	2,380	1,279	53.7	500	203	40.6
山口	1,110	765	68.9	150	71	47.3
小計(中国支部管内)	5,730	3,164	55.2	1,120	534	47.7
徳島	480	217	45.2	90	39	43.3
香川	700	402	57.4	160	63	39.4
愛媛	1,040	733	70.5	170	76	44.7
高知	380	179	47.1	70	16	22.9
小計(四国支部管内)	2,600	1,531	58.9	490	194	39.6
福岡	2,960	1,584	53.5	590	240	40.7
佐賀	460	230	50.0	90	32	35.6
長崎	840	403	48.0	170	79	46.5
熊本	1,300	600	46.2	190	79	41.6
大分	620	327	52.7	120	52	43.3
宮崎	740	405	54.7	110	42	38.2
鹿児島	1,250	561	44.9	200	28	14.0
沖縄	840	350	41.7	140	51	36.4
小計(九州支部管内)	9,010	4,460	49.5	1,610	603	37.5
合計	80,000	44,406	55.5	19,000	7,691	40.5

監修

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1  
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)  
http://www.smrj.go.jp/

編集人  
発行所

福田 武羅夫  
財団法人 企業共済協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10  
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

